

政令番号316 ニトロベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成26年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						3.9E+3	3,900.0	3,900.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	2.0E+0			2.0		1.6E+4	16,000.0	16,002.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	5.5E+1			55.0				55.0
23	愛知県						2.1E+4	21,000.0	21,000.0
24	三重県								
25	滋賀県						3.0E+4	30,000.0	30,000.0
26	京都府								
27	大阪府	1.6E+1			16.1		5.6E+3	5,614.4	5,630.5
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						1.1E+4	11,000.0	11,000.0
36	徳島県								
37	香川県						1.2E+3	1,200.0	1,200.0
38	愛媛県	5.9E+2	5.7E+2		1,160.0		5.6E+4	56,000.0	57,160.0
39	高知県								
40	福岡県	1.3E+3			1,300.0		1.3E+5	125,400.0	126,700.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		2.0E+3	5.7E+2		2,533.1		2.7E+5	270,114.4	272,647.5

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。